

令和 2 年 6 月 8 日 開会

令和 2 年 6 月 19 日 閉会

令和 2 年第 2 回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

6月8日（月）

議事日程	1
議長及び出席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第21号について（提案説明・質疑・討論・採決）	5
議第22号について（提案説明・採決）	1 3
議第23号について（提案説明・委員会付託）	1 5
議第24号について（提案説明・委員会付託）	1 6
議第25号について（提案説明・委員会付託）	1 8
議第26号について（提案説明・委員会付託）	1 9
議第27号について（提案説明・委員会付託）	2 0
議第28号について（提案説明・委員会付託）	2 2
議第29号について（提案説明・委員会付託）	2 3
議第30号について（提案説明・委員会付託）	2 6
議第31号について（提案説明・委員会付託）	3 3
議第32号について（提案説明・委員会付託）	3 4
報第2号について（提案説明・質疑）	3 4
報第3号について（提案説明・質疑）	3 6
散会	3 8
会議録署名議員	3 9

6月19日（金）

議事日程	4 1
議長及び出席議員	4 1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	4 2
職務のために出席した者	4 2
開議	4 3
会議録署名者決定	4 3
一般質問	4 3
5 番 大平文雄議員	4 3
8 番 岩田譲治議員	4 7
1 番 石原英一議員	5 1
4 番 坂 悟議員	5 4
3 番 傍嶋邦博議員	5 6
委員会報告	6 1
議会改革特別委員会	6 1
民生文教常任委員会	6 2
総務産建常任委員会	6 3
議第23号について（質疑・討論・採決）	6 3
議第24号について（質疑・討論・採決）	6 4
議第25号について（質疑・討論・採決）	6 4
議第26号について（質疑・討論・採決）	6 4
議第27号について（質疑・討論・採決）	6 5
議第28号について（質疑・討論・採決）	6 5
議第29号について（質疑・討論・採決）	6 5
議第30号について（質疑・討論・採決）	6 6
議第31号について（質疑・討論・採決）	6 6
議第32号について（質疑・討論・採決）	6 6
報第4号について（提案説明・質疑）	6 7
閉会	6 9
会議録署名議員	7 0

令和2年6月8日（第1日）

議 事 日 程 （令和2年6月8日第1日）

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第21号 専決処分の承認について
- 専第2号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）
- 専第3号 安八町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 専第4号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）
- 専第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
- 専第6号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第22号 農業委員の任命につき同意を求める件
- 日程第5 議第23号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第24号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第25号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第26号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第27号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第28号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第29号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第30号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議第31号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第32号 町道路線の認定について
- 日程第15 報第2号 令和元年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第16 報第3号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山 中 美恵子

○出席議員（10名）

1 番 石 原 英 一	2 番 渡 邊 裕 光	3 番 傍 嶋 邦 博
4 番 坂 悟	5 番 大 平 文 雄	6 番 西 松 巖
7 番 碓 井 昭 夫	8 番 岩 田 讓 治	9 番 山 中 美恵子
10 番 渡 邊 明 博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平
会計管理者兼 税 務 課 長 坂 優	民生調整監兼 住民環境課長 吉 村 等
建設調整監兼 産業振興課長 岡 田 立	総 務 課 長 山 田 靖
企画調整課長 大 平 共 美	福 祉 課 長 坂 和 由
建 設 課 長 河 合 一	学校教育課長 堀 隆 志
生涯学習課長 今 村 厚 士	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓	書 記 定 益 直 子
書 記 山 形 さおり	

(開会時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、おはようございます。

この晴天が終わったら梅雨に入るのかなという、またうっとうしい時期にも加わって、コロナの関係もまだ終息しておるわけでもありませんので、健康には留意していききたいなということを思っております。今日は何かとお忙しい中、議会本会議、皆さん御苦勞さまでございますが、よろしくお願いをいたします。

それでは、始めさせていただきます。

令和2年第2回安八町議会定例会初日を始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、2番 渡邊裕光君、3番 傍嶋邦博君に指名いたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの12日間にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの12日間にすることに決定をいたしました。

議 長 町長から発言の申出がありましたので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 改めて皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第2回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年に入り、新型コロナウイルス感染症の蔓延が世界的規模で大き

な問題となっております。本町におきましても、感染拡大防止のため、長らく公共施設や子ども園、小・中学校の休業や諸行事の中止、延期、また事業者の方に対しましても休業、営業時間の短縮などを要請させていただきました。緊急事態宣言の解除に伴い、自粛等を緩和させていただいておりますが、全てをこれまでの状態に戻すわけにもまいりません。この議場でもマスクを着用していただき、御覧のとおりパーティションも設置をしております。第2波、第3波に備え、引き続き感染防止に努めていかなければなりません。議員の皆様には、これまでの御理解、御協力に深く感謝申し上げますとともに、どうか今後ともお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

この新型コロナによる影響は甚大かつ深刻で、企業活動をはじめ事業や家計が急変された方、就労に影響を受けた方など、計り知れないものがございます。国では大型補正予算を編成し、経済の回復や生活に困窮されている方の支援に取り組んでいますし、地方に対しましては、本定例会に補正予算で上程させていただいておりますが、地方創生を図るため臨時交付金を創設しております。また、第2次補正予算も5月27日に閣議決定されております。

県でも事業者に対する協力金を含めた補正予算や、コロナと共にある新しい日常を生き抜くため、コロナ社会を生き抜く行動指針を策定しております。

町としましても、この指針を踏まえ、一刻も早く事態が収束し、これまでの日常が取り戻せることを願いつつ、臨時交付金の有効活用などにより、住民生活の支援、地域経済の活性化に努めてまいります。

また、今後も国・県の動向を注視し、迅速に対応するために急遽御参集いただく場合もあろうかと思っておりますので、あらかじめ御承知いただきますようお願いをいたします。

さて、本定例会には農業委員の任命同意や新型コロナウイルス感染症対策関連を含む条例改正、コロナ対策関連の専決処分の承認として、臨時定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金などを盛り込んだ補正予算、また令和2年度一般会計補正予算などを主な案件として上程させていただいております。

なお、臨時定額給付金につきましては、5月13日から給付がスタートいたしまして、現在人口ベースで約95%給付が完了しておるところでございます。また、今週中には子育て世帯への臨時特別給付金を給付開始する予定でござ

います。

個々の案件につきましては、担当より説明させていただきますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いを申し上げます。説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

議長 日程第3、議第21号 専決処分の承認についてを議題といたします。

専決処分の承認は5件ありますので、5件を1議案として説明させていただき、その後に質疑を行います。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議第21号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第21号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

専第2号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）。

令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億4,868万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月23日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

5ページは歳入、6ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額55億4,598万3,000円から270万6,000円を増額し、55億4,868万9,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入でございます。単位は1,000円でございます。

全て特定財源でございますので、歳出で御説明させていただきます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業予算でございます。

事業内容といたしましては、主に3つございます。

8ページの最下段、款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、補正額、増額の59万7,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の県支出金29万円は、補助率2分の1の清流の国ぎふ推進補助金で、新型コロナウイルス感染症対策に伴う緊急対応分の総務費県補助金でございます。節区分の需用費59万7,000円は、予防接種経費の医薬材料費でございます。これは安八町における新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、消毒液、マスク、プラスチック手袋、体温計等の消耗品で、感染症防止対策物品を購入するための経費でございます。

次の段、款、項とも商工費、目、商工業振興費、補正額、増額の12万円でございます。節区分の補償、補填及び賠償金12万円は、安八百梅園運営事業の梅まつりバザー補填金でございます。これは経済的損失補填といたしまして、梅まつり中止に伴う各種バザー協力団体への損失補填でございます。

次の段、款、教育費、項、教育総務費、目、放課後児童クラブ費、補正額、増額の241万6,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の国庫支出金241万6,000円は、緊急対応策に係ります子ども・子育て支援交付金の交付要綱の一部改正によりまして、今回特例措置分が創設され、国庫負担割合10分の10の教育総務費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金でございます。節区分の賃金241万6,000円は、放課後児童クラブ開設事業の同クラブの支援員の賃金でございます。

最下段、款、項、目とも予備費、補正額、減額の42万7,000円でございます。今回の補正予算によります財源調整のため、予備費より対応させていた

だくものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 続きまして、会計管理者兼税務課長 坂優君。

会計管理者兼税務課長 それでは、議案書11ページをお願いいたします。

税務課より、地方税法等の一部を改正する法律等が本年の3月27日に成立し、同日公布されましたことに伴いまして、安八町税条例等の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきましたので、朗読説明をさせていただきます。

専第3号 安八町税条例等の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月31日専決、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例等の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町税条例等の一部を改正する条例。

以下は改正条文でございます。

主な改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

安八町税条例等の主な改正事項でございます。

まず、1点目でございますが、固定資産税におきます所有者不明土地等に係る課題への対応が行われました。所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の観点から、第54条第2項から第8項により、使用者を所有者とみなす制度の拡大が行われました。調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合、使用者に対して事前に通知した上で使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとなりました。

第55条の3では、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者に対し、町の条例で定めるところにより氏名、住所等を必要な事項を申告させることができることとなりました。

以上の改正は、令和2年4月1日施行とし、令和3年度分以降の固定資産税について適用されます。

続いて2点目の説明に入ります前に、これ以降の用語の説明では住民税の所得控除における寡婦控除について聞き取りやすくするため、親が女性の場合は寡婦、親が男性の場合は寡夫と述べさせていただきます。

それでは、説明に入らせていただきます。

未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦・寡夫控除の見直しが行われました。全ての独り親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平、男性の独り親と女性の独り親の間の不公平を同時に解消するために、第17条から第36条の3の3による改正が行われました。

まず、未婚の独り親について寡婦及び寡夫控除を適用する。

次に、寡婦及び寡夫控除において、控除判定の所得制限の男女による差をなくし、同じといたしました。

次に、扶養する子がある場合の寡夫控除額について、寡婦及び寡夫控除にこれまで差がございましたが、差をなくし、控除額を30万円の同額といたしました。

これらは令和3年度分以後の個人住民税に適用するため、令和2年4月1日及び令和3年1月1日施行となっております。

続いて3点目、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しが行われました。

軽量な葉巻たばこは、これまで葉巻たばこに分類され、製品重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算して課税するという重量比例課税がなされておりました。製品重量が1グラム以下となる製品が発生し、製品が軽いことから紙巻たばこと比べて税負担が低くなっておりました。第76条、第78条の改正によりまして、軽量な葉巻たばこにつきまして、紙巻たばこと同様に本数課税が令和2年10月1日と令和3年10月1日の段階的に導入された税率を変更し、税負担の公平性が保たれることとなりました。

以上が主な改正点でございます。

これ以降におきましては、4点目に記載しております主な税負担軽減措置等につきましては、所得税における見直しに伴う住民税における所要の措置を講ずるため改正するものや、5. その他においては規定の整備を行うものや改元対応、条項、文言等の技術的な改正を行ったものでございます。詳細な部分につきましてはお目通しいただけますと幸いです。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の25ページをお願いいたします。

専第4号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

専第4号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億3,234万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億2,734万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月30日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

27ページは歳入、28ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額55億9,500万円から15億3,234万6,000円を増額し、71億2,734万6,000円とするものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

全て特定財源でございますので、歳出で御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、30ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

今回の補正予算は、令和2年4月20日に国の令和2年度補正予算（第1号）の変更について閣議決定がなされ、変更後の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を実施するための補正予算が4月30日に成立しましたことを受けまして、それに関わります事業の施行経費を計上したものでございます。

事業内容といたしましては、総務課で実施する特別定額給付金給付事業と福祉課で実施する子育て世帯への臨時特別給付金の2つの事業でございます。総務課からは前者の特別定額給付金の給付事業につきまして御説明させていただきます。

30ページの上段、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、

増額の15億934万6,000円でございます。財源内訳といたしまして、全て特定財源で、国県支出金の国庫支出金15億934万6,000円は、特別定額給付金事業費補助金14億9,000万円と、特別定額給付金給付事務費の補助金1,934万6,000円で、補助率10分の10の全額国費でもって対応するものでございます。まず、給付に係る事務費につきましては、節区分の1番の報酬から17番の備品購入費まで総額1,934万6,000円でございます。内訳といたしまして、節区分1番の報酬から8番の旅費までは今回の事業実施に際し、会計年度任用職員を採用するための報酬、費用弁償、会計年度任用職員を含む職員の時間外勤務手当などの人件費関係で542万2,000円、10番の需用費で消耗品の購入や封筒の印刷製本費の203万円、11番の役務費で申請書の送付、返信用の郵送代の通信運搬費や金融機関への振込手数料で385万8,000円、12番の委託料で申請書の作成、給付に係るシステム開発業務の385万円、コピー機の使用料及び賃借料で5万円、専用端末、モノクロプリンター機器などの備品購入費413万6,000円でございます。次に給付事務費につきましては、18番の負担金、補助及び交付金の交付金で、給付対象者1人につき給付金10万円を支給するために14億9,000万円でございます。

議長 続きまして、福祉課長 坂和由君。

福祉課長 同じく議案書の30ページ、下段をお願いいたします。

福祉課から後者の子育て世帯への臨時特別給付金について御説明申し上げます。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童措置費、補正額、増額の2,300万円。特定財源の国庫支出金2,300万円は、子育て世帯への臨時特別給付金の事業費補助金で2,100万円及び事務費補助金で200万円でございます。いずれも10分の10の補助率でございます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人当たり1万円の臨時特別給付金を支給するとされたことによるものでございます。節区分の職員手当等10万円は時間外の勤務手当、需用費の消耗品12万6,000円は事務用品、印刷製本費の19万4,000円は封筒の印刷代、役務費の通信運搬費34万8,000円は切手代、手数料39万円は振込手数料、委託料の業務委託84万2,000円はシステム改修費、負担金、補助及び交付金の2,100万円は対象児童2,100人分への交付金でございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いします。

議長 会計管理者兼税務課長 坂優君。

会計管理者兼税務課長 33ページをお願いいたします。

それでは、税務課から朗読説明をさせていただきます。

専第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年4月30日専決、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町税条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。主な改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

町税条例の主な改正事項です。

本改正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置によるものでございます。本件が本年の4月30日に成立したことに合わせ行ったものでございます。

まず1点目でございますが、徴収の猶予制度の特例といたしまして、附則第23条において収入が大幅に減少、前年度比おおむね20%以上の減少をした場合でございますが、におきまして、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例規定を準用するものでございます。

2点目でございますが、固定資産税では、附則第9条、附則第9条の2の改正によりまして、中小事業者等が所有いたします償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置が行われ、3か月間の売上高が30%以上減少している厳しい環境にあります中小事業者等に対しまして、売上高の減少率に応じまして令和3年度課税の1年分に限り償却資産及び事業用家屋に係ります固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとするものでございます。さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、適用期限を2年延長し、課税標準額をゼロとする改正でございます。

3点目は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長が行われました。税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長いたしまして、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする改正でございます。

4点目のその他といたしまして、イベント中止等をした主催者に対する払戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係ります個人住民税における控除への対応、さらに住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係ります住民税における適用期限の延長対応などを行うものでございます。

以上の適用時期につきましては、それぞれ公布の日及び令和3年1月1日施行となります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 最後です。学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 37ページをお開きいただきたいと思います。

専第6号につきまして、朗読並びに御説明いたします。

専第6号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ426万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億3,160万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月8日専決、安八郡安八町長。

1枚めくっていただきまして、39ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

39ページが歳入、40ページが歳出でございます。

どちらも補正前の額71億2,734万6,000円に補正額426万円を足しまして、71億3,160万6,000円にするものでございます。

41ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額、増額の426万円でございます。節区分といたしまして、財政調整基金繰入金でござ

います。財源調整のため、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

42ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款、教育費、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の193万6,000円。節区分といたしまして、需用費、修繕費で193万6,000円でございます。登龍中学校の小荷物昇降機の取替えの修繕費でございます。

続きまして、下段、項、保健体育費、目、学校給食費、補正額232万4,000円。節区分といたしまして、使用料及び賃借料232万4,000円でございます。給食センターの厨房室のエアコン取替え工事及び冷蔵庫の取替え工事のリース料でございます。

以上、専第6号、一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまは専決処分5件について、るる説明を頂きました。

本件について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は原案どおり承認をいたしました。

議 長 日程第4、議第22号 農業委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第22号につきまして、朗読させていただきまして提案説明とさせていただきますと思います。

議第22号 農業委員の任命につき同意を求める件。

農業委員を次のとおり任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和

26年法律第88号) 第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、まずお一人目、住所、安八郡安八町牧1628番地。氏名、金森成男。生年月日、昭和22年12月1日生まれ。

お二人目、住所、安八郡安八町西結2063番地。氏名、渡部英晴。生年月日、昭和19年9月6日生まれ。

3人目、住所、安八郡安八町東結751番地。氏名、小川志須我。生年月日、昭和27年8月9日生まれ。

4人目です。住所、安八郡安八町牧903番地。氏名、渡邊明博。生年月日、昭和22年1月7日生まれ。

5人目、住所、安八郡安八町氷取1177番地。氏名、栗原宏行。生年月日、昭和34年7月1日生まれ。

6人目でございます。住所、安八郡安八町西結498番地。氏名、高田孝夫。生年月日、昭和24年12月25日生まれ。

7人目、住所、安八郡安八町西結677番地。氏名、臼井幸久。生年月日、昭和26年1月1日生まれ。

8人目、住所、安八郡安八町牧3524番地の4、氏名、渡辺かず子。生年月日、昭和30年12月12日生まれ。

9人目でございます。住所、安八郡安八町森部590番地の1。氏名、山北幸泰。生年月日、昭和32年7月22日生まれ。

10人目でございます。住所、安八郡安八町南今ヶ淵51番地。氏名、坂直美。生年月日、昭和23年2月4日生まれ。

11人目、住所、安八郡安八町大明神690番地。氏名、岩田正孝。生年月日、昭和19年6月13日生まれ。

12人目、住所、安八郡安八町南條517番地の1。氏名、西松久夫。生年月日、昭和25年6月15日生まれ。

13人目、住所、安八郡安八町牧1972番地。氏名、渡邊秀雄。生年月日、昭和33年7月5日生まれ。

最後でございます。14人目、住所、安八郡安八町中224番地。氏名、坂敏雄。生年月日、昭和24年5月29日生まれ。

以上、14名全ての方におきまして農業委員会の職務を適切に行うことができる方であると信じております。

なお、任期は令和2年7月20日から3年でございます。

どうぞ任命につきまして御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 本件のうち、渡邊明博君の一身上に関する事件が含まれているため、地方自治法第117条の規定により渡邊明博君の退場を求めます。

〔10番 渡邊明博君 退場〕

議 長 本件のうち、渡邊明博君の任命同意については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件のうち、渡邊明博君の任命同意について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号のうち、渡邊明博君の任命同意は原案どおり同意することに決定をいたしました。

〔10番 渡邊明博君 入場・着席〕

議 長 続いて本件のうち、渡邊明博君を除く者の任命同意については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件のうち、渡邊明博君を除く者の任命同意について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号のうち、渡邊明博君を除く者の任命同意は原案どおり同意することに決定をいたしました。

議 長 日程第5、議第23号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 議第23号を朗読説明申し上げます。

議第23号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

安八町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されたことに伴い、通知カード再交付手数料を廃止するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町手数料条例の一部を改正する条例。

安八町手数料条例（平成12年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下、改正条文でございますが、別冊の議案資料の7ページのほうに新旧対照表を掲載しておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

新旧対照表は左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

この手数料条例の別表につきましては、町が頂く手数料の規定をしておるものでございます。

今回、先ほどの提案説明でもありました法改正によりまして、通知カードの廃止が規定されております。そこで、今回、町条例で通知カードの再交付手数料というのを設定しておりますが、そちらのほうを削りまして、あとの番号を繰り上げるものでございます。

議案末尾に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第23号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第23号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第6、議第24号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の51ページをお願いいたします。

議第24号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第24号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、53ページをお願いいたします。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきまして、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の9ページを併せて御覧ください。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表。

左が改正前、右が改正後でございます。

この条例は、ゼロ歳から2歳児の満3歳未満の乳幼児を対象とし、それを家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業、また事業所内保育事業といい、その設備及び運営基準を定めるものでございます。

改正の内容といたしましては、保育所等との連携、第6条の関係でございます。家庭的保育事業者等による乳幼児の卒園または終了後の受入先確保について、引き続き教育または保育の提供を受けることができる場合には、受入先確保のための連携施設の確保を不要とする改正でございます。

次に、居宅訪問型事業、第37条関係では、母子家庭等の保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施を可能とする改正でございます。

議案書の53ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布

の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第24号は、会期の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第24号は会期の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第7、議第25号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 55ページをお願いいたします。

議第25号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第25号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、57ページをお願いいたします。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきまして、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の11ページを併せて御覧ください。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表。

左が改正前、右が改正後でございます。

この条例は、認定こども園、幼稚園、保育所という教育・保育施設、そして家庭的保育事業、居宅訪問型事業、事業所内事業という地域型保育事業の運営基準を定めるものでございます。

改正の内容といたしましては、特定教育・保育施設等との連携、第42条関係では、特定地域型保育事業者による特定地域型保育事業所卒園または終了後の受入先確保につき、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携する施設の確保を不要とする改正でございます。

議案書の57ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第25号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第25号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第8、議第26号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 議第26号を朗読説明申し上げます。

議第26号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明としまして、岐阜県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金を支給することに

なったため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、61ページをお願いいたします。

安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

安八町後期高齢者医療に関する条例（平成20年安八町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

第2条と申しますのは、安八町において岐阜県後期高齢者医療広域連合の仕事、事務を受託するものでございますが、この中に第8号としまして、広域連合条例附則第15条の傷病手当金の支給に関する申請書の提出の受付の事務を加えるものでございまして、前8号であったものを第9号とするものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第8号の規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年岐阜県後期高齢者医療広域連合規則第4号）で定める日までの間に属する場合に適用する。

また、議案資料の13ページには新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど御精読いただきますようによろしく申し上げます。

以上で御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第26号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第9、議第27号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の63ページをお願いいたします。

議第27号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第27号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について。

安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）の施行に伴い、債権関係の規定の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、65ページをお願いいたします。

安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

安八町営住宅管理条例（平成9年安八町条例第30号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料15ページをお願いいたします。

安八町営住宅管理条例新旧対照表。

左が改正前、右が改正後でございます。

第18条、敷金を規定する条文でございますが、第2項の次に第3項として、入居者に家賃の未納があった場合など敷金をその債務に充当できる規定を加え、以下の項を繰り上げます。

改正後の第4項では、入居者に敷金を還付する際、未納の家賃、損害賠償金に加え、その他の債務不履行があった場合にも、敷金からその債務を控除できるよう改正するものでございます。

第20条、修繕費用の負担に関する規定では、改正民法で通常の損耗、経年変化は賃借人、いわゆる町が原状回復義務を負うことと規定されたため、修繕費用の区分を改正するものでございます。

第20条第2項、第21条第1項第4号につきましては、今回の改正に伴い文言の修正を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

第41条、住宅の明渡請求に関する規定でございます。第3項において不正入居者に対する家賃の差額に係る利息を年5分の割合から法定利率に改めるものでございます。

議案書の65ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置として、第2項、第41条第3項の改正規定の日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の安八町営住宅管理条例第41条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第27号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。11時15分から再開をいたしますのでよろしくをお願いいたします。

(午前11時04分 休憩)

(午前11時15分 再開)

議長 再開をいたします。

引き続いて説明をお願いいたします。

議長 日程第10、議第28号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 議第28号を朗読説明申し上げます。

議第28号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明として、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金を支給する等のため、本条例の一部を改正するものです。

1枚はねていただきまして、69ページをお願いいたします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例（昭和34年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

また、議案資料17ページ、18ページには新旧対照表を掲載しておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支給する制度を制定するように厚生労働省の通知がございました。これを受けまして、当町の国民健康保険条例でも傷病手当金を支給できるように規定整備を行うものでございます。

今回の改正につきましては、附則に第6条から第8条の3条を追加して、第6条では傷病手当金の支給対象者や支給額を規定し、第7条、8条においては給与との調整を規定するものでございます。

議案に戻っていただきまして、70ページをお願いします。

末尾に附則として、第1条に施行期日、公布の日から施行し、今回追加する傷病手当金の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する規定でございます。

また、第2条としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる保険料の減免についての規定でございます。減免においては、条例、規則、要綱を定めておりますが、申請期限については被保険者の方に有利になるように減免の申請期間を延長する規定を定めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第28号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第11、議第29号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の71ページをお願いいたします。

議第29号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第29号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について。

安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、73ページをお願いいたします。

安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

安八町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の19ページをお願いいたします。

安八町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回の改正内容は、上位政令の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正を行うものでございます。

また、民法の一部改正により法定利率が改正され、年5%から3%に改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず、第5条は非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を定める規定でございます。

第5条第2項第1号の改正は、死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日、または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日、もしくは診断により疾病の発生が確定した日、これらの略称表記について括弧書きにございますように「事故発生日」という表記に改正するものでござい

す。

これ以降、第5条の第3項、それから2枚はねていただきまして、23ページの第5条関係の別表の下段、備考第1号の改正につきましても同様でございますので、これ以降省略をさせていただきます。

戻っていただきまして、19ページの第5条第2項第2号の改正は、上位政令の一部改正に伴いまして、消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、20ページ中ほどの附則第3条の3の第5項第2号、それから21ページの上段の同条第6項の改正は、民法における法定利率が年5%から3%に改正されることに伴い、本条例中の現規定であります法定利率年5%「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改正するものでございます。

これ以降、1枚はねていただきました22ページの第4条の第7項第2号、それから次の第8項の改正も同様でございます。

22ページをお願いいたします。

最後の第5条関係の別表中の改正につきましては、非常勤消防団員等または非常勤水防団員等が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて補償基礎額を定めるもので、上位政令の一部改正に伴い同政令で定める損害補償に係る補償基礎額の改正に倣って改正を行うものでございます。

議案書の本文、73ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第29号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第12、議第30号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の75ページをお願いいたします。

議第30号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第30号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,554万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億4,714万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

77ページは歳入、78ページから79ページまでは歳出でございます。

いずれも補正前の額71億3,160万6,000円から2億1,554万円を増額し、73億4,714万6,000円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、80ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、令和2年度当初予算と変更がございません。

今回、小学校や中学校の情報教育推進事業を実施するために新たに発行します学校教育施設等整備事業債の限度額を3,750万円とし、地方債の合計を4億8,360万円とするものでございます。

続きまして、81ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、82ページの最上段をお願いします。

款、財産収入、項、財産売払収入、目、不動産売払収入、補正額311万1,000円につきましては、安八町中地内の町有地3筆の用悪水路分259.26平方分を工場敷地として一体利用する予定の民間会社への払下げが令和2年4月15日付で完了しましたので、その土地売買に係る土地売払収入を補正するものでございます。

次の2段目、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額3,521万8,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため基金から繰入れを行うものでございます。

続きまして、83ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

最初に御説明させていただきますが、歳出のうち83ページ以降87ページまでの節区分2番の給料、3番の職員手当等、4番の共済費の人件費関係につきましては、4月の人事異動に伴います科目間の組替えが主な補正内容でございますので、組替えに伴います各科目間での説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それから、今回の補正予算には新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう国庫補助金であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設され、本交付金の財源を有効に活用し、事業の実施に取り組むための予算を計上しております。その中でも公共施設等の感染拡大防止のため、消毒液や飛沫対策パーティションなどの消耗品予算を各事業に予算計上しておりますのでよろしくお願いいたします。

83ページの上段、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の107万2,000円でございます。このうち総務課に係ります補正予算につきましては、地区行政執行経費57万2,000円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金57万2,000円は、1地区の地区集会所の改修工事に対します地区集会所設置補助金を計上するものでございます。

次に、目、財産管理費、補正額、増額の1,386万円でございます。財源内訳としましては特定財源で、国県支出金の国庫支出金1,386万円は、先ほど

の地方創生臨時交付金で総務費国庫補助金でございます。本庁舎管理経費として、節区分の需用費の消耗品費36万円はアクリル製の飛沫対策パーティションなどを購入するためのものでございます。次の節区分、備品購入費1,350万円は、新型コロナウイルス感染症対応のため、公共施設等における移動式空調機等を購入するためのものでございます。

2枚はねていただきまして、87ページをお願いいたします。

87ページの2段目、款、項とも消防費、目、災害対策費、補正額、増額の1,042万9,000円でございます。今回の補正予算は、防災事務経費における2つの事業に係るものでございます。1つ目が中日本高速道路株式会社の管理する名神高速道路の盛土ののり面を利用し、地域住民等の緊急かつ一時的な避難場所や避難経路を整備するための事業予算が1,000万円と、2つ目が避難所における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業予算が42万9,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の国庫支出金521万5,000円のうち500万円は社会資本整備総合交付金で、補助率2分の1の消防費国庫補助金でございます。残り21万5,000円は先ほどの地方創生臨時交付金で、総務費国庫補助金でございます。県支出金の21万4,000円は、補助率2分の1の避難所生活環境確保事業費補助金で、コロナウイルス感染症対策に伴う消防費県補助金でございます。節区分の需用費の消耗品費42万9,000円は、各避難所の事前受付において避難者の体温や体調確認を行えるようにするための非接触式体温計を各避難所に整備するものでございます。節区分の委託料の設計委託500万円は、今後、中日本道路株式会社や関係機関との協議を本格的に進めるための詳細設計を行う必要がございますので設計業務を計上するもので、次の節区分の工事請負費500万円は、一時避難場所設置工事に係る工事請負費を計上するものであります。

議長 続きまして、民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 83ページへ戻っていただきますようお願いいたします。

83ページ、最上段、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額107万2,000円のうち、コミュニティバス運行に関する補正は50万円でございます。財源内訳としまして、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から全額の50万円、節区分として委託料50万円は町のコミュニティバス運行の委託業者に乗客のコロナ感染予防の安全対策として、

車内消毒の追加委託をするものでございます。

1枚はねていただきまして、85ページをお願いいたします。

最下段でございます。款、衛生費、項、保健衛生費、目、斎苑費、補正額8万9,000円。財源内訳として、同じく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から全額の8万9,000円。節区分、需用費の消耗品8万9,000円は、新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、やすらぎ苑に配付します防護服などの消耗品でございます。

議長 続きまして、福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の84ページの下段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉事務経費、補正額、減額の156万5,000円。特定財源の国庫支出金113万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。節区分の需用費、消耗品費113万5,000円は、福祉避難所における感染症防止対策のためパーティションやフェースシールドなどを購入するものでございます。負担金、補助及び交付金の負担金、減額の270万円は、人事異動によるシルバー人材センター職員の人件費負担分を減額するものでございます。

続いて、目の安八温泉費、補正額、増額の301万8,000円。特定財源の国庫支出金54万5,000円は、地方創生臨時交付金でございます。節区分の需用費、消耗品費54万5,000円は、感染防止対策のため消毒液やパーティションの購入費用でございます。

続いて、85ページをお願いいたします。

項の児童福祉費、目は保育所費、補正額、減額の157万2,000円。節区分の需用費、消耗品197万9,000円は、感染防止対策のため消毒液やパーティションを購入するものでございます。食糧費32万5,000円は、新型コロナウイルス対応のため、給食支援として園児へ提供するお弁当代でございます。特定財源の国庫支出金230万4,000円は、地方創生臨時交付金でこれに充てるものでございます。

続きまして、款の衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、補正額、増額の121万4,000円。特定財源の国庫支出金121万4,000円は、地方創生臨時交付金でございます。節区分の需用費、消耗品費112万4,000円は、保健センターにおける感染防止対策のため、パーティションやスクリーンなどを購入

するものでございます。委託料の業務委託 9 万円は、集団健診の再開に向けて空調機器の消毒を行うものでございます。

議 長 続きまして、建設調整監兼産業振興課長 岡田立君。

建設調整監兼産業振興課長 それでは、議案書86ページをお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業総務費、補正額184万6,000円でございます。財源内訳は、県支出金の人・農地問題解決加速化支援事業費補助金100万円で、残り一般財源でございます。節区分 1 の報酬の100万円は、市町の人・農地プランの作成の進捗が悪く、国が事務経費に充当できる補助金、補助率10分の10を創設し活用することで、人・農地プランの早期制定を図ろうとしております。当町につきましても人・農地プランの作成中でございましたので、この補助金に対し要望し採択を受けましたので、100万円の補正をお願いするものでございます。節区分 2 の給料、4 の共済費につきましては、人事異動に伴う人件費の組替えによる補正でございます。

続きまして、その下段の目、農業振興費、補正額878万8,000円でございます。財源内訳といたしまして、国庫支出金613万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、また県支出金265万2,000円は、経営所得安定対策事務費補助金と元気な農業産地構造改革支援事業補助金、そしてスマート農業技術導入支援事業補助金でございます。節区分の主なものとしたしまして、委託料の300万円は町特産品のパッケージデザイン等のリニューアルを行うものでございます。また、負担金、補助及び交付金の578万8,000円は、主に営農組織支援推進事業として、農業法人あんぱち北部と農業法人クリーンファーム・まきの機械導入に対し補助採択を受けましたので、補正をお願いするものでございます。

議 長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 同じく86ページ中段をお願いいたします。

款、項とも商工費、目、商工総務費、補正額、増額の1,600万円。財源内訳といたしまして、全て特定財源、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,600万円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金、負担金1,000万円、補助金600万円。負担金につきましては、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業として、事業者の方への営業時間の短縮等の要請に対する協力金のうち、町負担分 3 分の 1 を県へ負担

するものでございます。補助金につきましては、町単独事業で事業所への新型コロナウイルス感染症防止対策などへの補助でございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 続きまして、86ページ最下段をお願いいたします。

款、土木費、項、都市計画費、目、地域づくり費、補正額50万円。財源内訳、特定財源、国県支出金50万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。節区分、原材料費50万円は、花いっぱい運動推進事業として、こども園、小・中学校への花飾り用の苗購入費でございます。長期化した休園、休校措置が解かれ、こども園は先週から通常開園、小・中学校は本日から通常開校となりました。こども園、小・中学校の正門、玄関付近に花を飾り、子供たちが一日も早く新たな環境に慣れ、気持ちよく登園、登校できるよう配慮するとともに、またこれまで子供たちが抱えてきた不安やストレスの緩和を図ることを目的とし、さらには低迷した花卉に関わる事業者の支援を図るため補正をお願いするものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 87ページの最下段をお願いいたします。

款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、補正額、増額の121万円。特定財源といたしまして、国県支出金で、新型コロナ地方創生臨時交付金で33万2,000円。節区分で、人件費を除きまして、10番、需用費、消耗品の33万2,000円につきましては、コロナ対策の消耗品ということで、各学校、小・中学校2本ずつ非接触型体温計等の消耗品を購入するものでございます。88ページをお願いいたします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額1億838万8,000円。特定財源といたしまして、国県支出金、公立学校情報通信ネットワークで1,500万3,000円、公立学校情報機器整備費で2,673万円、また新型コロナ地方創生臨時交付金の昼食支援ということで127万3,000円、同じく地方創生臨時交付金、GIGAスクール対応ということで1,800万円でございます。地方債といたしましては、学校教育施設等整備債で2,800万円でございます。節区分といたしまして、需用費、食糧費の127万3,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策ということで、小学校に6月1日から6月5日までの昼食支援をしたものでございます。続いて、節区分、委託料4,825万5,000円に

つきましては、3小学校の校内LAN整備に伴う委託料でございます。節区分、使用料及び賃借料につきましては、パソコンのリース料といたしまして一月分のリース料を計上させていただいております。節区分、備品購入費5,818万9,000円につきましては、タブレット型端末594台分でございます。

続きまして、項、中学校費、目、学校管理費、補正額3,947万7,000円。特定財源の国県支出金につきましては、公立学校情報通信ネットワークで469万3,000円、公立学校情報機器整備費で900万円、新型コロナ対策地方創生臨時交付金の昼食支援ということで88万7,000円、またGIGAスクール構想の交付金ということで1,200万円でございます。地方債につきましては、学校教育施設等整備債ということで950万円でございます。節区分の需用費88万7,000円につきましては、小学校と同じように中学校、登龍中の新型コロナ等感染症の昼食支援でございます。また、委託料につきましては、1,876万9,000円は校内LAN整備費でございます。使用料及び賃借料22万8,000円につきましては、パソコンのリース料一月分を計上してございます。備品購入費につきましては、1,959万3,000円、タブレット型端末200台分を計上してございます。

続きまして、目、組合学校費1,253万3,000円。節区分といたしまして、負担金、補助及び交付金1,253万3,000円につきましては、東安中学校に整備しました校内LAN整備、タブレット端末311台分を計上してございます。

89ページでございます。

項、保健体育費、目、学校給食費、補正額、増額の57万4,000円。特定財源といたしまして、諸収入の42万9,000円は、全国学校給食会連合会からの補助金でございます。節区分、補償、補填及び賠償金57万4,000円は、学校臨時休業対策によります牛乳及びパン及び麺業者への給食の食材の補填でございます。

以上、議第30号、一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第30号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は会期内の各常任委員会で審

查いただくということに決定いたしました。

議 長 日程第13、議第31号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 議第31号を朗読説明申し上げます。

議第31号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億4,900万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、93ページ、第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。次ページが歳出でございます。いずれも単位は1,000円。

合計としましては、補正前15億4,800万円、補正額100万円、計としまして15億4,900万円でございます。

95ページをお願いします。

歳入内訳でございます。

歳入は特定財源ですので、歳出で御説明しますので、1枚はねていただきまして、96ページをお願いいたします。

歳出、款、保険給付費、項、傷病手当金、目、傷病手当金、補正額100万円。財源内訳としまして、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金100万円でございます。節区分としまして、負担金、補助及び交付金の負担金100万円は、新型コロナウイルス感染症により労務に服することのできない給与の支払いを受けている被保険者に支給する傷病手当金で、支払う手当金については全額県から町へ交付されるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第31号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第14、議第32号 町道路線の認定についてを議題とし、提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の97ページをお願いいたします。

議第32号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第32号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、98ページをお願いいたします。

こちらは今回路線認定をお願いします路線番号013761号線、芝原中10号線の明細、右の99ページは路線網図でございます。

本路線は結小学校校庭東に位置し、黒矢印で路線を示しております。宅地分譲に伴い、道路用地の寄附がございましたので、新たに町道路線として認定をお願いするものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第32号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第15、報第2号 令和元年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の101ページをお願いいたします。

報第2号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

報第2号 令和元年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和元年度安八郡安八町一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、103ページをお願いいたします。

令和元年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書。単位は1,000円でございます。

最上段の款、総務費、項、総務管理費、事業名、プレミアム付商品券事業は、当該商品券の使用期限が令和2年3月31日までで、それに伴います換金事務が令和2年度でも行われるものでございます。翌年度繰越額128万7,000円。財源内訳の既収入特定財源100万円は、当該商品券の販売代金でございます。未収入特定財源として、国県支出金28万7,000円で、内訳として、総務費国庫補助金のプレミアム付商品券事業費補助金25万円と、企画費国庫補助金のプレミアム付商品券事務費補助金3万7,000円でございます。

次に、2段目の款、農林水産業費、項、農業費、事業名、町単土地改良事業は、北今ヶ渚杵ノ戸地内における2路線の道路測量設計業務委託料でございます。翌年度繰越額の771万8,000円。財源内訳の未収入特定財源として、地方債の地方道路整備事業債690万円、残り一般財源81万8,000円でございます。

次の3段目、款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路新設改良事業は、中須地内における3路線の道路測量、設計業務委託料でございます。翌年度繰越額1,178万3,000円。財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金648万1,000円は、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金で、地方債の公共事業等債470万円、残り一般財源60万2,000円でございます。

4段目の項、都市計画費、事業名、都市計画事務経費は、市街化編入に係る都市計画決定が令和2年度中まで延長されたことにより、その関連業務の期間延長をする必要がございます。翌年度繰越額350万9,000円。財源内訳の

未収入特定財源のその他として、ふるさと基金繰入金からの200万円、残り一般財源の150万9,000円でございます。

次に、5段目の事業名、都市計画整備道路改良事業は、中地内における1路線の導水路整備工事費、また牧地内における1路線の道路整備工事費でございます。翌年度繰越額4,559万9,000円。財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金2,279万8,000円は、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金で、地方債の公共事業等債2,040万円、残り一般財源240万1,000円でございます。

最下段の款、項とも消防費、事業名、防災事務経費は、名神高速道路における一時避難場所の県道利用の委託料でございます。翌年度繰越額300万円。財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金の150万円は消防費国庫補助金の社会資本整備総合交付金で、残り一般財源150万円でございます。

以上、令和元年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第2号 令和元年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については終わりとさせていただきます。

議長 日程第16、報第3号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の105ページをお願いいたします。

報第3号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

報第3号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものとする。

令和2年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、107ページをお願いいたします。

令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。
単位は1,000円でございます。

款、項とも公共下水道費、事業名、処理場整備費。金額、翌年度繰越額とも2,220万円。財源内訳の未収入特定財源、国県支出金1,221万円は社会資本整備総合交付金、地方債990万円は公共下水道整備事業債でございます。

安八浄化センター内における水処理設備の長寿命化事業を日本下水道事業団へ委託し進めておりましたが、事業団発注の工事が入札不調となり、設計の見直し等により発注が遅れ、昨年度内の完成が困難となったことから今年度へ繰り越したものでございます。

以上、公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、報第3号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については終わりといたします。

お諮りします。

各委員会での審査のため、6月9日から6月18日までの10日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。よって、6月9日から6月18日までの10日間を休会することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、6月19日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりくださいませ。また、最初に一般質問を行い、続きまして議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。

それでは、1時半から議会改革特別委員会を行いますので、1時半に2階ですのでよろしくお願いいたします。御苦労さんでございました。ありがと

うございます。

(散会時間 午後 0 時05分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月8日

議 長 山 中 美恵子

議 員 渡 邊 裕 光

議 員 傍 嶋 邦 博

令和2年6月19日（第2日）

議 事 日 程 （令和2年6月19日第2日）

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第23号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議第24号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第25号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第26号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第27号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第28号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第29号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第30号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議第31号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第32号 町道路線の認定について
- 日程第14 報第4号 令和元年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山 中 美恵子

○出席議員（10名）

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美恵子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀 正	副町長	岡田 武史
教育長	渡邊 均	調整監	水谷 秀平
会計管理者兼 税務課長	坂 優	民生調整監兼 住民環境課長	吉村 等
建設調整監兼 産業振興課長	岡田 立	総務課長	山田 靖
企画調整課長	大平 共美	福祉課長	坂 和由
建設課長	河合 一	学校教育課長	堀 隆志
生涯学習課長	今村 厚士		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田中 弓	書記	定益 直子
書記	土岐 寿徳		

(開議時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、おはようございます。

道の悪い中、足元の悪い中、今日は町長はじめ執行部の方々、御苦労さまでございます。議員の方々も御苦労さまでございます。

これから令和2年第2回安八町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、4番 坂悟君、5番 大平文雄君に指名をいたします。

議 長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問される方はお願いいたします。再質問は1回までといたしますので、よろしくお願いをいたします。

5番 大平文雄君。

5 番 おはようございます。

議長からの発言のお許しいただきました。ということで、私がトップバッターということで質問させていただきます。

質問事項といたしましては、安八スマートインターチェンジをてこととして活力あるまちづくりの具体的施策について、町長にお伺いしたいと思っております。

それでは、質問の要旨でございますが、令和2年度予算における税収予定は20億円程度で、相変わらず低い水準にあります。人口動態においても1万5,000人を下回り、また高齢化比率、いわゆる65歳以上の比率も28.5%であり、5年前と比べて約3%上昇して、我が町は非常に厳しい状況にあります。

人口でいうならば、2020年3月に策定された安八町人口ビジョンによりますと、2040年には1万1,000人と予想されております。このような状況を放

置するならば、我が町は近隣市町に埋没してしまうのではないかという懸念を抱いている次第でございます。

そこで、2018年3月24日、安八スマートインターチェンジが供用開始され、その際、堀町長は夢のかけ橋という明るい未来を唱えてこられました。供用開始から2年以上経過した今日、どのような状況に変わりましたか。インターチェンジの利用台数は、月に5,000台とか5,500台に達したという話を聞きますが、台数の増加は我が町にとって何のメリットがあるのでしょうか。

町内の県道、町道を通過する大型車は増加し、道路の損傷は急速に進み、また人身事故も発生し、そのリスクもますます増加する懸念がございます。このようなリスクを冒してまで、夢のかけ橋と位置づけされる姿は、2年経過した今日、全く我々には、いや町民のほぼ全ての方々に全貌が見通せていません。

当然のことながら、2020年3月に策定された第2期安八町総合戦略にも記載されておりますが、インター周辺の企業誘致、税収増、雇用増、人口増を考えておられると思いますが、遅々として何も進んでいないのではないかと、そんなように私は思っております。

一方、企業側にとっても、現在、地方拠点強化税制があり、大都市圏から地方へ本社機能に移転する状況になりますと、税金の優遇措置が受けられるのは御存じのようなとおりでございます。

また、自治体にとっても企業誘致を後押しする国の制度や交付金、支援制度があります。地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金等があり、まだその他にもございます。あえてここでは2つの項目だけ申し上げますが、よく検証していただきまして、対応すべきではないかと思えます。

私も思いといたしましては、自治体のトップたる者、夢を夢で終わらせることなく粉骨砕身汗をかき、無為無策の罪を負うことは絶対に避けなければならないと思えます。

前にも申し上げましたが、安八スマートインターチェンジの供用開始から2年経過し、活力あるまちづくりの構想を必ずや抱いておられると思いますが、その姿が我々には見えてこないのが現状でございます。

そこで、まちづくりの具体的施策とその進捗状況を詳細に答弁をお願いします。

堀町長、よろしくお願いいたします。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、大平文雄議員の御質問、安八スマートインターチェンジをてことして活力あるまちづくりの具体的施策はについてお答えをいたします。

大平議員から遅々として何も進んでいないという厳しい御指摘がございました。その御指摘に対して、今現在の状況につきまして説明させていただき、回答とさせていただきます。

例えば、まず企業誘致でいいますと、安八スマートインターチェンジが供用開始した２年前、2018年から東証一部上場企業も含めまして９社が既存の市街化区域に進出をしていただきました。また、既存企業につきましては、今後８社の企業が工場の増設及び敷地の拡張に向け、手続を進めております。

次に、安八スマートインターチェンジ周辺区域の市街化の拡大につきましては、今回の当町、安八町を含めた大垣都市計画区域の申請では、例えば安八町の場合、一種農地の大規模な面積の変更であったため、国や関係機関との協議が大幅に時間を要しました。当初のスケジュールからすると、事務手続の完了がこの６月頃の予定で進めておりましたが、半年程度遅れております。また、周辺の土地利用につきましては、地元との合意形成を図りながら同時並行で企業を誘致すべく交渉を進めておるところでございます。

この市街化区域の編入につきましては、今年は10年に１度の都市計画区域の見直しの年で、令和２年度内には都市計画が決定され、市街化区域に編入ができる見込みとなっております。

その後の造成事業につきましては、地権者の皆様方から土地をお譲りいただき、安八土地開発公社で造成工事を進めていく考えでありますが、進めていく上で課せられる様々な課題やルールなどを遵守し、投資効果のバランスを考慮して進めていきたいと考えております。

ソフト・ハード事業を進めていく上においても活用できる国の交付金、地方創生推進交付金などがないか、交付金以外に町にとってメリットになること、例えば現在、国より東海環状自動車道建設工事の発生土の受入候補地の照会がありましたので、当町といたしましては20万立米の要望を現在出させていただいております。今後は建設工事発生土を受け入れられるように、国・県と協議を進めていきたいと思っております。

また、既存の交通網を利用した交通利便性の向上を目指し、現在休止状態になっております名神高速道路のバス停の復活を目指しております。スマートインターチェンジ出入口付近にバス停を復活させて、民間バス会社がこの西濃地域から名古屋駅バスターミナルセンターまで高速バスを走らせるという計画に参加をさせていただくものでございます。安八スマートインターチェンジから名古屋駅まで約30分で行けるという利便性を活用したいと考えており、この高速バスを利用して短時間で都市圏への往来ができるということは、私たちの安八町にとっても大きな魅力になると考えております。実現に至るには、NEXCO中日本との協議も必要となり、一部工事も必要となりますので、順次計画を進めていきたいと考えております。

これから、30年、40年先の安八町を見据え、これからも存在感あふれるまちとして存続していくためにも、これからはまさに正念場と考えております。

今年の正月明けに東京に行く機会がございました。東京オリンピックのメイン会場となる新国立競技場のすぐ隣に、日本オリンピックミュージアムという建物があります。その広場の歩道には、日本で初の金メダルを獲得されました織田幹雄さん、これは三段跳びの選手でございます。昭和3年のアムステルダムオリンピックで金メダルを獲得された方でございます。この方のそのときの足跡がモニュメントとして残されております。15メートル21センチということで、人間がこのように飛躍できるのか、びっくりをいたしました。

三段跳びに例えるならば、スマートインターチェンジの建設は、最初の1歩であるホップ、そして大規模な市街化の拡大はステップであります。これから最後のジャンプとなる造成事業と企業誘致であります。安八町の将来がかかった大きな飛躍となりますが、しっかりと着地をして、この難事業を完成させていきたいと考えております。そして、未来を支える子供たちや若者に豊かなまち安八町をつないでいきたいと考えております。そのためにも私も含め、職員一同汗をかき、知恵を出し、一つのところに命をかける、一所懸命の覚悟で取り組んでいきます。

以上で、大平文雄議員への回答とさせていただきます。

〔5 番議員挙手〕

議 長 大平文雄君。

5 番 ありがとうございます。

質問の中では、町長に対して、ちょっと厳しい言葉もございました。御容赦いただきたいと思います。

今、スマートインターチェンジ周辺の流れについて説明いただきまして、新しいまちづくりということで報告いただきまして、基本的に私、考えておるのは、グローバルな安八町というものを、ちょっと町長の意見を聞きたかったかなと思っておるんですけども、それはそれとして、着実に進んでいるということを表明していただきまして、理解した次第でございます。

しかしながら、町のまちづくりというのは、スマートインターだけというのはなし得ないということでございます。ちょっとスマートインターからは離れますが、先般、第2次補正予算31兆9,000万、国会成立しました。この中で2兆円が地方創生臨時交付金として我々市町に配分されることが決定しております。まだ金額については内示がないかと思っておりますけれども、この最初に申しあげました財政の脆弱化、これだけでは町単独の事業では、まちづくりにはなしていけない。幸い、幸いと言ったらおかしいですけども、このコロナ禍の中の地方創生臨時交付金、これの2兆円の我が町に配分をいかにして活用して、まちづくりの一助にしていくかということ、これも含めてお考えしていただきたいと、そういうふうに思っております。

とにかく明るい町、住みたい町安八ということで、最初に申しあげました、近隣市町に埋没することなく、一つ頭を飛び出して住みやすい町にしていきたいと思います。

これは再質問ではございません。ということで、私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長 御苦労さんでした。

続きまして、8番 岩田譲治君。

8 番 ただいま議長から発言をお許しいただきましたので、自家発電機のない排水機場に疑問と題し、質問させていただきます。

先般、我が家へ太陽光発電で発生した電気を蓄電池にため、いざというときに役立つ設備を導入しませんかという話でセールスが来られました。今は、国には設備の一部を助成する助成金もあります。早い時期に導入すると大変お得ですよと、その助成金はいつなくなるか分からないよというようなこと

でお話がありました。しかし、セールス内容に若干の疑問と大変な高額なために、お断りをさせていただきました。

確かに、昨年の台風15号で多数の電柱が倒れたり、あるいは高圧線の鉄塔が倒れる被害がありました。そして、数週間も電気のない生活を強いられた千葉県被害は記憶に新しいものでございます。一方、自家用車でためた電気を家にも使える、そういうシステムができるようになったと聞いております。

また、当町内では多くの区には区長さんの御努力で、災害時に情報収集手段としてのスマホの充電にも使えるような自家発電機が導入され、被災対策は進んでおります。しかし、当町の対応はどうでしょうか。一昨年の9月の一般質問で避難所の自家発電機の設置はどうですかとお尋ねしましたがけれども、避難所を賄うだけの自家発電機は設置されておらないという状況でございます。

もう一つ大きな問題がございます。これは、今年も、昨日今日も雨が降っておりますけれども、雨の季節になってまいりました。地球温暖化の現象でしょうか、ここ日本も東南アジアの国のようにスコール的な大雨が降るようになってしまいました。一旦雨が降れば日本のどこかで災害が起きると、そんな今日この頃でございます。

当町は揖斐川、長良川に挟まれ、南は輪之内町との境の堤防で阻まれ、大雨が降ればため池状態になってしまいます。ゲリラ豪雨があれば堤防が崩れなくても、田畑、家屋は水没する可能性がございます。

町の中須川、あるいは大江川等の川下には強力な排水機場がございます。我々は守られておりますけれども、しかしその排水機は全て電気で動いております。停電時には使えません。でも、自家発電装置はありません。大変恐ろしいことでございます。排水機は町民の生命、財産を守る極めて重要なものでございます。

一方、河川の中のあちこちには土砂等が堆積し、スムーズな水の流れが確保されていないところがあります。また以前、牧地区内の工業団地が水浸しになったことがありました。この原因の一つに、止水ゲートの管理が不十分であったことが考えられます。管理者には自覚と責任を持って取り組んでいただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、水の重要性はもとより、その恐ろしさは我々はよく知っております。現状を知り危機感を共有し、対策をしなければ町民は守れません。

担当課長の御所見をよろしく願いいたします。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 岩田譲治議員の御質問、自家発電機のない排水機場に疑問についてお答えをいたします。

町内には、中須川下流に平成20年竣工の中須川排水機場及び昭和62年竣工の南部排水機場の2か所、大江川下流に昭和56年竣工の森部排水機場があり、それぞれ内水を揖斐川、長良川へ排水しています。

南部排水機場と森部排水機場は建築年も古く、ポンプのオーバーホール、機械・電気設備の点検・補修など、維持管理に努め、長寿命化を図っておりますが、これらの施設は耐震性にも乏しく、経年による老朽化も進行しており、排水機場の全面更新の目安となるおおむね40年が近づいております。

平成29年度には、県営事業で施設機能保全計画を策定してもらい、現状を把握し、施設の長寿命化を図りつつ、更新に向けた計画の策定準備に入ったところでございます。また、昨今の台風の大型化や記録的な集中豪雨が頻発して災害も激甚化しており、長期停電を想定した対策も必要と考えております。

今後、更新計画を策定していく中で、停電が長期化し、内水氾濫等の危機的な状況を回避するため、1つ目、排水機場に自家発電装置を備える方法。2つ目、現在各施設2機ずつある電気モーター式ポンプをディーゼルエンジン式ポンプに更新する方法。3つ目、電気モーター式ポンプのうち1台をディーゼルエンジン式ポンプに更新してリスク分散を図る方法など、国や県、専門家の意見を聞きながら、費用対効果を含め、耐震化とともに長期停電に備えた対策を検討してまいります。

当面、長期の停電に備えた対策といたしまして、国土交通省とは緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や排水ポンプ車などの災害対策用車両の派遣要請に基づく受援体制の構築を図るとともに、有事の際に排水ポンプ車をいつでも稼働できるよう国土交通省主催の操作訓練に毎年職員を2名派遣しております。

また、電力会社とは、台風シーズン前に排水機場への受電設備の点検や支障樹木の伐採をしているほか、停電時における庁舎、避難所、病院、排水機場など重要施設への優先的な停電の復旧、早急な停電復旧作業のために町道に倒伏した樹木や倒壊したブロック塀等の除去に係る相互応援協力など、従来からも依頼をしておりましたが、今年度正式な協定の締結に向け、危機管理部局で調整をしているところでございます。

そのほかの対策としては、大規模な出水となっても洪水を安全にスムーズに流下できるよう、川床や遊水池のしゅんせつ、沿線の支障樹木の伐採、のり面の異常を早期に発見するための除草など、今後も計画的かつ継続的に進め、災害の発生防止、治水安全度の向上に努めております。

さらに、大雨注意報、警報などこれらの発令時には、昼夜を問わず、排水機場運転手、配水樋管管理者、各区長さんや水門管理者と連絡調整を図り、万全な体制を敷くとともに、役場では水防当番を編成し、雨量、水位の記録を取り、重要な水門やゲート、冠水危険箇所のパトロールを実施し、災害発生の未然防止に努めております。

いずれにしましても、町を挟み、町内を縦横断する河川は、地域文化の発展や人々の生活、経済を支え、豊かな恵みを与えてきてくれた反面、町の歴史に残る幾多の大洪水を発生させ、尊い生命と財産を奪ってきました。

昭和51年9・12安八水害も今年で44年を迎えます。その水害の恐ろしさ、水害を乗り越えてきた歴史を知る町民もだんだんと減少してきております。未曾有の大水害、安八水害を風化させることなく、古来より脈々と引き継がれてきた住民の生命と財産を安心して後世に受け継いでもらえるよう、住民を災害から守ることは町の責務であり、町長を本部長として各課連携を図り、地域防災計画に基づき、ハード・ソフト一体となった防災対策に今後も一層取り組んでまいります。

以上、岩田譲治議員への御質問に対する回答とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議 長 岩田譲治君。

8 番 どうもありがとうございました。

先ほども言いましたように、昨日今日、大変雨が強うございます。中須川も大分増水をいたしておるようでございます。

私はあまり中のことは分からなかったんですけども、今課長からの答弁で、いろいろと県あるいは国と折衝いただいておりますということでございます。

災害にこれでよしということは、もうございません。特に安八町は輪中という特殊な地帯でございます。水に対しての記憶は9・12でも十分経験をいたしております。その辺り十分に御理解をしていただいておりますというふうに思っております。いろんな対策の中でも水に対しての対策をひとつ、いま一度積極的にスピード感を持って、県・国と御調整いただきまして、安心・安全、基本的な町の考え方でございます。これが守り守られる、それが一番大事なことじゃないかなというふうに思っております。ぜひともよろしくお願いをいたします。

これは質問ではございません。終わります。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

続きまして、1番 石原英一君。

1 番 ただいま、議長から発言のお許しが出たので、質問させていただきます。

内容は、小・中学校へのタブレット端末配付についてです。

2018年の国際学習到達度調査PISAによる授業でデジタル機器を使用する時間、コンピューターを使って宿題に取り組む時間は、世界のOECD加盟国、今現在37か国中、日本は最下位でした。

以前より、日本のICT教育の遅れは指摘されていましたが、今回の全国の休校において、顕著にそれが現れてきましたように感じます。もちろん国民性に合った教育というものもありますし、ICT教育に関しては課題も多いです。ただ、これからの時代を生き抜いていく子供たちにとっては必要不可欠です。

そんな中、安八町において小学校タブレット端末配付が決まったことは大きな一歩です。教育長初め、教職員の皆さんが取り組んでこられた図書館教育の一つのビブリオトークなど、安八町の特色ある教育がさらに発展する可能性がありますし、そして今の学校システムに合わない子供たちにとっても、学びの有効な手段の一つになる可能性があります。

ただ、端末が配付されても、学校のインフラ、つまり無線LAN整備が整っていないければ使うことはできません。また、ソフト面では、今後新型コロナウイルスの第2波、またほかの感染症が起きた場合、そして災害時、学校

が使えなくなったときなどを考えると、オンライン授業の準備も進めたほうがいいのではないかと考えております。

それを踏まえて3点質問させていただきます。

1点目は、今後の学校の無線LANスケジュールを教えてください。

2点目は、オンライン授業の準備はお考えでしょうか。

そして3点目、もしオンライン授業になったときに、Wi-Fi環境のない御家庭への対応はどうされますか。

御回答のほどよろしくお願いいたします。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 石原英一議員への御質問、小・中学校へのタブレット端末配付についてお答えさせていただきます。

本町では、ICT整備に関しましては積極的に推進されており、特に無線LANについては、郡内でも早期から取り入れ、各小・中学校への整備を進めてきたところです。しかし、年数を重ねる中で、本町のICT整備についても、次世代を見越した大規模整備が必要となってきました。

今回、国よりGIGAスクール構想として全国一斉に児童・生徒1人1台端末と高速通信環境という方針が打ち出されました。これは、児童・生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たち一人一人に個別に最適化され、資質、能力が一層確実に育成できる教育ICT環境が実現できるものです。

そこで、石原議員からの3点の御質問にお答えします。

まず、1点目の、今後の学校の無線LAN整備のスケジュールについては、一刻も早い整備をしたいと考えておりますが、各学校のLAN環境整備が工事中の騒音、またコロナの影響による夏休み、冬休みの短縮等もありますが、年度内の早期完了を目指していきます。学校現場での実稼働は、来年度になって段階的に実践することになると思われます。なお、タブレットにつきましては、子供たちへのタブレットの操作方法などが必要になるため、クラスの少人数単位でのレクチャー時間を設けていき、子供たちに早くタブレットに慣れさせていきます。

2点目の御質問のオンライン授業の準備についてですが、新型コロナウイルス感染症や自然災害の発生等により、学校等への登校が困難な場合もあり

ますので、GIGAスクール構想の目的でもありますオンライン授業が学びを保証するために有効な手段となります。そのためにも子供たち一人一人の反応を踏まえた双方向型授業が可能となるハード的な整備を進めてまいります。

今回のコロナ対策では、家庭での学習プリントとともに、各学校のホームページには、インターネット環境のある御家庭ではアクセスできる教材や動画を準備しておりますので、環境が整い次第、試験的に試したいと思っております。さらには安八町と友好提携をしています教育交流についても、テレビ会議システムを活用して交流の拡大にもつなげていきます。

3点目の御質問、Wi-Fi環境のない御家庭の対応については、各学校で家庭でのICT環境についてアンケート調査をした結果では、Wi-Fi環境のない御家庭は全体の4.5%、60人でした。このような御家庭には、これからの時代には必要となってくるオンライン授業ができるように、環境整備をお願いしていきたいと考えております。

これからの社会は、ウイズコロナ、コロナとともになど、コロナウイルスと共存する社会と言われており、オンライン授業のできる環境整備など、ICT環境が重要です。決してICTを活用した授業だけが安八町の将来を担う子供たちの教育ができるものではありませんが、今回のような緊急事態に備えて、子供たちが学校、担任とつながり、安心して家庭でも学校と同じように勉強できる環境を整えていきたいと思います。

以上、石原英一議員への回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 石原英一君。

1番 ありがとうございます。

無線LAN整備に関しては、莫大な予算が必要となりますので、使うことになりますので、慎重さが求められます。一方で子供たち、保護者の方の気持ちを考えるとスピード感も求められると思います。どちらも両立するというのは大変だと思いますが、今年は安八町にはICT教育に明るい教職員の方が赴任されたとも伺っております。そういった方の人材もフル活用して、一日も早く、そして慎重によりよい教育環境を求めてお願いして、僕の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

続きまして、4番 坂悟君。

4番 議長のお許しを頂きましたので、発言させていただきます。

私からは、認定こども園の送迎バスを検討してみませんか。今、直近ではコロナで3密を防ぐということで、なかなか難しい問題かも分からないですけど、先を見越して将来ということで述べさせていただきます。

令和2年10月より幼児教育・保育の無償化が始まりました。この制度改革をきっかけに、新たに働き始める母親が増えてきています。通常の保育料を負担する必要がなくなったことで、送迎バス料、延長保育料を払っても仕事をするメリットがある方が増加しております。近隣の市からは送迎バスサービスを備えた幼稚園があり、大変便利だという御意見も伺っております。

そこで、まず質問ですけれども、令和2年度の安八町認定こども園の入園率はいかほどか、何%ぐらいか。安八町の五次総合計画の後期では、平成30年の実績が93%、令和4年度の目標は98%という非常にすばらしい数字になっております。また、令和2年度の町外への幼稚園の入園者の数は54人とも伺っております。令和元年度に認定こども園化、並びに保育料無料化という大きな環境変化があり、いろんな意味で目標、方法などの見直しなど考えられませんか。

安八町の延長保育と未満児保育への取組は、私はすばらしいものがあると思っています。一方、送迎で見られる認定こども園周辺の車の渋滞状況、駐車して子供さんを送る、そういう状況を見ていると、朝の忙しい中、大変御努力されていると感じております。

そこで質問ですけど、認定こども園の周辺の渋滞解消、送迎のしやすさの向上などを将来予想される認定こども園の集約を見据えて、便利性の向上を今図らなくちゃいけないんじゃないかと考え、送迎バス導入の考えは安八町にはありませんか。そういう試算等を含めて考えはありますか。

町の子育て支援サービス等で感じるということ、就業前児童のアンケート、父兄のアンケート、欲しいサービスでは上位にランクされて、6名の方が送迎を希望されておりました。ネットで今いろいろ検索できる世の中なのでいろいろ検索してみますと、こども園の送迎バスに対して、購入の補助事業をやっている団体などがちらほら見受けられます。また、県内にもこ

ども園を集約されたときを含めて、送迎バスを運営されている自治体があるというのも確認しております。

以上をもちまして、私の質問とさせていただきます。担当者の方、御回答をよろしくお願いいたします。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 坂悟議員の御質問、認定こども園の送迎バスを検討しませんかについてお答えをいたします。

最初に1つ目の質問、令和2年度の安八町認定こども園への入園率及び第五次総合計画における目標値の見直しについてでございます。

令和2年4月1日現在、町外の幼稚園に通っている人数、これは3歳以上でございますが、議員の言われるとおり54人でございます。一方、町内のこども園に通っている子供の数は314人でございます。入園率にすると85.3%でございます。

第五次総合計画におけるこども園の入園割合の平成30年度の現況値93%及び令和4年度目標値98%と乖離している要因についてでございますが、当町安八町では、自然豊かな中で非認知能力、非認知能力といいますのは、忍耐力、社会性、感情のコントロールのことをいいますが、この非認知能力を高める保育を中心にしており、そこに保護者からの要望のある教育を取り込んだ、いわゆる教育よりも保育を重視した保育所型の認定こども園というものを安八町は運営をしております。しかし、保護者の中には、早期から教育を重視して幼稚園を選ぶ方がいらっしゃることで、それに加えて昨年10月から開始された保育料無償化で保護者の負担が減ったことにより、幼稚園を希望する方が増えたことなどが本町こども園への入園率の割合を下げている要因であると考えております。このように幼少期から教育を求める保護者がいる限り、幼稚園の需要は一定程度あると考えております。

したがって、第五次総合計画における入園割合の目標値は、保育料無償化制度導入前に設定したもののでもあり、実績とは乖離しておりますが、目標値の見直しについては現時点では行わず、次期総合計画策定時にこれらのことを踏まえて、新たに目標値を設定いたしたいと考えております。

なお、保護者の皆様から安八町のこども園を選んでいただけるよう、魅力あるこども園づくりに努め、目標値に近づけるよう努力してまいりたいと思

います。

次に、2つ目の質問、送迎バスの導入についてでございます。

入園児の数は平成27年の522人から今年度の398人まで5年間で124人減少しております。当町においても少子化が進み、最近5年間では出生数は100人程度で推移し、今後の出生数も年間90から100人の間で続くものと思われます。

このことから近い将来、6つあるこども園の統合は避けられない状況にあると考えております。こども園が統合されると1つの園における園児数が増え、それに比例して送迎の車も増えると懸念をされるところでございます。

しかし、こども園の本来の機能である保護者の就労に合わせた保育ニーズに合わせよういたしますと、早朝や延長保育を希望される保護者もあり、バスでの送迎を前提とした一律の保育時間の提供は難しいと考えております。また、近隣他市町の私立の幼稚園では送迎バスが当たり前となっておりますが、当町においては南北僅か10キロ足らずの距離であり、送迎バスに30分から40分という長時間乗っておるよりも、自家用車で行けば早く送迎することができると考えております。

以上のことから、当町では今のところ送迎バスの導入は考えておりません。

以上、坂議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議 長 坂悟君。

4 番 丁寧な説明、ありがとうございます。

今の説明からお分りのように、安八町の幼児教育環境が非常に大きく変わってきているというのは事実だと。それに対して一生懸命取り組んでいただいているのも、これも事実です。

したがって、すぐにどうのこうのとは言いませんけど、いろんな角度で新しいいろんなサービスを引き続き考えていただきたいと。それを積極的にまた取り入れる努力も今後お願いして、私の質問じゃありませんけど、要望として代えさせていただきます。以上です。

議 長 御苦労さんでした。

続きまして、3番 傍嶋邦博君。

3 番 傍聴者の皆様、本日はありがとうございます。

それでは、私からは安八町独自の新型コロナウイルス感染症への経済対策についてという内容で、新型コロナウイルス感染拡大による経済的影響に対して、安八町独自としての今後の経済対策について質問と御提案いたします。

6月6日の岐阜新聞に、4月景気指数7.3ポイント下落、リーマン上回り最大との記事が掲載されておりました。

新型コロナウイルス感染拡大による経済的打撃は、世界経済、また日本経済においても大変深刻な問題となっております。緊急事態宣言が解除されたとはいえ、第2波が叫ばれる中、この影響は安八町においても、企業はもちろんのこと、一般家庭における経済的打撃も大変深刻な問題になっているのが現状であります。

そこで、私からは3点、町長にお聞きいたします。

まず1点目は、今年度の4月から5月において、国・県からの補助、助成金を差し引いた純粋に安八町から支出された新型コロナウイルス感染症対策にかかった費用、いわゆるマイナスの金額。逆に自粛に伴い中止されたイベントや行事等の費用、今後中止予定のイベントや行事等の費用、施設の休館等において前年度の4月から5月と今年度同時期における施設運営費の差額等、新型コロナウイルス感染拡大により支出が抑えられた、いわゆるプラスの金額、そしてそのプラスの金額とマイナスの金額の差額を教えてください。

2点目は、近隣の市や町の取組につきまして、大垣市では6月5日までに市内の全小・中学校32校のトイレにある蛇口の計約900個をレバー型のハンドルに交換、今後は手洗い場も交換していく方針であるとお聞きいたしました。養老町では、4月28日から年度内に出産、または出産予定で、12月28日までに申請した母親に10万円を支給する事業として1,400万円を補正予算案に計上。海津市では、全市民に1人当たり3,000円分の買物券を配布する新型コロナウイルス経済支援事業に1億858万円を補正予算案に計上しております。安八町独自の経済対策といたしまして、今現在行っていること、また計画していることがあれば教えてください。

3点目は、令和元年度決算に関する調書の内容では、基金繰入額として2億3,400万円との記載がございました。また、前回の令和2年第1回定例会の私からの一般質問で、5年以内に財政調整基金を10億円確保する施策についてお聞きした際、町長御自身から、今回発生いたしました新型コロナウイ

ルス感染症のように不測の事態が起きた場合には、この基金を取り崩し、対処に当たらなければならないと先見性のある大変すばらしい御回答をされております。

前年度、基金繰入額の全額 2 億 3,400 万円と、1 点目でお聞きした差額がプラスであるのであれば、その全額を新型コロナウイルス感染症の経済対策として補正予算に計上していただきたいとも思いましたが、今年度、安八町民皆様の所得減少の可能性が大変大きく、来年度における町税収入の減少を考えなければいけないこと、また 5 年で 10 億円の基金を確保するとおっしゃられた件の、10 億円割ることの 5 年イコール年間 2 億円ということを踏まえ、早急に経済対策として 2 億円の補正予算への提示を御提案させていただきます。

2 億円の内訳といたしましては、安八町の全町民に 1 人当たり現金 1 万円を支給することで、約 1 億 5,000 万円、残りの約 5,000 万円におきましては、これから来るかもしれない第 2 波、第 3 波に備え、今後の自粛要請、または収益が減少した企業や個人事業主に迅速な給付を行うために計上されてはいいかがでしょうか。

冒頭にもお話しさせていただきましたが、新型コロナウイルスによる打撃は、経済的にも相当大きな悪影響を及ぼしております。財政調整基金につきましては、残りの期間で 8 億円確保していけばよいと思います。町長御自身がおっしゃられた基金を取り崩し、対処に当たらなければならないという言葉に責任を持っていただき、今は何よりも安八町民の生活を守るために、安八町にある企業存続のために、早急に経済対策を打ち出し、迅速な対応をしていかなければなりません。

安八町の財政が厳しい状況にあるのは百も承知です。ですが、今現在、経済的に危機的状況下にある方もたくさんお見えになられます。今やらなければいつやるのでしょうか。

御提案申し上げた 2 億円の補正予算計上について、町長の見解を教えてください。よろしくお願いいたします。

議 長 答弁、町長 堀正君。

町 長 それでは、傍嶋邦博議員の安八町独自の新型コロナウイルス感染症への経済対策についてお答えをいたします。

まず、1点目の御質問、新型コロナウイルス感染症対策の費用についてですが、令和2年度予算の一般財源から出資された金額であります。約5万円でございます。これは、国や県からの補助金などを効果的に活用し、一般財源に影響が出ないようにした結果でございます。

また、施設の閉館や休止などにより、令和2年4月から5月までの支出が抑えられた金額につきましては、約630万円ほどでございます。しかしながら、この施設運営費につきましては、例年多くの一般財源を充当しております。削減された費用が他の事業にそのまま充当できるものではないと考えております。

また、岐阜県消防操法大会や中学生のオーストラリア派遣の国際交流事業など、イベントや行事などが中止になったことによりまして、予算未執行となる見込額は現時点で約2,450万でございます。

次に、2点目の御質問、安八町独自の経済対策についてですが、町独自の経済対策といたしましては、いずれも本定例会に補正予算として上程させていただいておりますが、今回事業者の方に安八町新型コロナウイルス感染症拡大防止助成金を創設いたしまして、休業要請などが延長されたことや新型コロナウイルス感染防止対策に対しまして支援させていただきたいと考えております。

また、農業振興を通じた対策といたしまして、農業機械導入支援、特産品パッケージのリニューアルも進めていきたいと考えております。

経済的な支援につきましては、国や県が行います対策が中心となりますが、町といたしましても国の地方創生臨時交付金や県の補助事業などを活用しながら、町独自で地域の活力を維持・向上させるための経済対策を検討してまいりたいと考えております。

最後に3点目の御質問、早急に経済対策として2億円の補正予算計上についてであります。新型コロナウイルス感染症による影響は議員も御指摘のように、企業活動はじめ、事業運営や家計、就労の面など多岐にわたり、しかも大変深刻なものになっておると思います。

議員が御提案される一律の現金給付を中心とする2億円の補正予算につきましても、有効な経済、景気対策ではあると思います。町といたしましても支援策、対応策をいろいろ検討しているところではありますが、現段階として

は一律ではなくて、例えば子育て世帯などの御家庭に対する支援、そして事業者の方にも配慮した支援策を優先して考えていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、何をするにしましても、経済的な支援するにいたしましても、その財源の確保が必要でございます。先ほど質問の中にもありました、令和元年度の決算による財政調整基金への繰入れにつきましては、初日の本会議の後の全員協議会で報告させていただいたとおり、2億3,400万円を予定しており、繰入れ後の基金残高は約5億円になると思っております。

本定例会でコロナ対策関連の補正予算を計上しておりますが、財源といたしましては国の第1次補正に盛り込まれております新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充当させていただいております。

国会では6月12日に議会にて補正予算が成立いたしました。この中では、地方創生臨時交付金が2兆円盛り込まれております。本町への配分額など具体的なところはまだ不明ではありますが、第1次補正と同じく国や県の交付金、諸制度の有効活用を最優先にして検討を進めてまいりたいと考えております。具体的な活用法につきましては、今後、議会の皆様方と御協議いただくこととなりますが、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

今回の新型コロナウイルスの影響で、今後、町の税収が落ち込み、さらに国や県からの補助金などの収入も低減することが見込まれております。第2波、第3波への感染拡大や激甚災害などの想定外の事態も起こり得ると想定されますので、その備えも必要であるため、基金を確保しながら、手厚く準備されております国や県の交付金、諸制度を有効に活用して、コロナウイルス感染症への対応に当たっていききたいと考えております。

以上、傍嶋邦博議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議 長 傍嶋邦博君。

3 番 ありがとうございます。

今回、私が出させていただいた提案は一例でございます。

新型コロナウイルスが感染拡大していく中、多くの町民の方々が行政に対し、感染予防、感染防止対策や経済対策について、大変大きな期待を寄せております。

特別定額給付金の10万円の給付につきましては、ほかの市町村に比べましても大変スピーディーですばらしいという町民の皆様方のお声をお聞きしております。その点に関しましては、堀町長はじめ、上役の皆様方の指導力、そして頑張っていた職員の皆様方に心より感謝申し上げます。

しかしながらその反面、ほかの自治体では、いろいろな取組をしているとか、国や県の給付金や助成金がいろいろあるみたいだけど、よく分からないといったお声もお聞きすることが多いです。感染症拡大防止協力金、雇用調整助成金、持続化給付金、セーフティネット4号・5号、危機関連保証等、いろいろあるのはよいですが、確かに内容のみならず、申請方法も非常に分かりにくいです。

今、こんなときだからこそ行政におかれましては、本物の住民サービスはいかなるものかをよく考え、安八町にある企業や個人事業主全てに、各給付金の内容や申請等について分からないことはありませんかなどと電話確認を入れていただくなど、行き届いた住民サービスを求めるとともに、安八町民の生活を守り、町民の方々が安八町に住んでいてよかったと思える経済対策を実施していくことをお願いいたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。

回答は結構です。以上です。

議長 御苦労さんでした。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたしまして、20分から再開をいたしますのでお集まりください。御苦労さまでした。

(午前11時07分 休憩)

(午前11時20分 再開)

議長 再開いたします。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので報告を求めます。

議会改革特別委員長 大平文雄君。

5 番 それでは、委員会報告をさせていただきます。

議会改革特別委員長 大平文雄。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記といたしまして、日時、令和2年6月8日月曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の結果。

議場の対面方式については、答弁台のデザインについて等、よりよい形で実現できるよう、協議を行いました。

また、本年度開催予定の議会報告会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止といたしました。

4. 少数意見留保の有無、ありません。

その他、特別ございませんでした。

以上でございます。

議長 民生文教常任委員長 岩田譲治君。

8 番 民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和2年6月11日木曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部のうち、渡邊均教育長がお母様の御逝去のために欠席でございました。その他、関係執行部は全員でございます。

付託事件及び審査の結果。

議第23号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について、議第24号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第25号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第26号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第28号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第30号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会に関わる部分を、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第31号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保はございません。

なお、現地視察は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止をいたしました。以上でございます。

議 長 総務産建常任委員長 渡邊明博君。

10番 それでは、総務産建常任委員会の委員会報告を申し上げます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記といたしまして、日時、令和2年6月12日金曜日、午後1時30分から。

出席者は委員全員、関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果。

議第27号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、議第29号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

議第30号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会に関わる部分を原案どおり承認いたしました。

議第32号 町道路線の認定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保の有無はありません。

その他といたしまして、現地視察は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止をいたしました。

以上で、総務産建常任委員会の報告を終わります。

議 長 以上で委員会報告を終わります。

議 長 日程第4、議第23号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第23号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第5、議第24号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第24号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第25号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第25号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第26号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第27号 安八町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、議第28号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第10、議第29号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第11、議第30号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第12、議第31号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第13、議第32号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第14、報第4号 令和元年度安八郡安八町土地開発公社決算報告についてを議題とします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 報第4号につきまして、朗読並びに御説明させていただきます。

報第4号 令和元年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について。

令和元年度安八郡安八町土地開発公社決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり報告するものとする。

令和2年6月19日提出、安八郡安八町長。

お手元の安八町土地開発公社決算報告書を御覧願います。

1ページをお願いいたします。

総括事項でございますが、安八町第五次総合計画の基本理念を踏まえ、公社経営の健全化並びに企業誘致の推進に努めてまいりました。

続きまして、理事会での議決事項でございます。5議案を御審議いただき、全て議決、承認を頂いております。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、理事及び監事の就任の状況でございます。

3ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。単位は円でございます。

1の事業収益398万9,218円。

2の事業原価89万110円でございます。予定事業総利益は309万9,108円で

ございます。内容につきましては、道路買収に伴う土地売却でございます。
また、附帯等事業につきましては、公社保有地の賃料でございます。

3の販売費及び一般管理費でございますが、鑑定評価代等で93万580円。
よって事業利益は216万8,528円でございます。

4の事業外収益、受取利息は預金利息であり、また、雑収益は町からの公社運営補助金等でございます。事業外収益の合計は1,725万4,560円となっております。

5の事業外費用支払利息は191万4,672円。特定土地と完成土地等に係ります借入金の利息でございます。差引きしまして、経常利益1,750万8,416円となっております。

当期純利益は1,750万8,416円となり、前期繰越欠損金4億1,661万2,211円、合わせまして、欠損金合計3億9,910万3,795円となっております。

4ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。こちらも単位は円でございます。

資産関係でございます。

1の流動資産、2の固定資産、定期預金及び3. 長期未収金でございますが、合わせまして資産合計は7億3,289万6,205円でございます。

続きまして、負債の関係でございますが、2の固定負債、長期借入金でございます。負債合計は11億2,700万円となっております。

続きまして、資本の関係でございますが、1の資本金としましては500万円、2は欠損金でございますが、4億1,661万2,211円でございます。合わせまして資本合計はマイナスの3億9,410万3,795円となっております。負債資本合計は7億3,289万6,205円でございます。

5ページをお願いいたします。

キャッシュフロー決算書でございます。1年間の現金の動きを表すものです。

1の事業活動によるものでは、土地の移動等に伴う土地の売買、支払利息などで、合わせまして1,979万4,175円。3の財務活動につきましては、長期借入金の関係で、マイナスの2,000万円となっております。

期首の残高に合わせまして、最下段6でございますが、期末の現金残高は1,351万455円となっております。

6 ページ目をお願いしまして、財産目録は先ほどの4 ページ、貸借対照表と内容は同じでございます。省略をさせていただきます。

7 ページをお願いいたします。

欠損金処理計算書でございます。

前期繰越欠損費、当期純利益、合わせまして3億9,910万3,795円、こちらを全額次年度に繰り越すものでございます。

以下、8 ページ以降になります。土地の移動明細、また11ページからは期末繰越明細のほうが付添させていただきます。

以上、令和元年度安八町土地開発公社の決算報告とさせていただきます。
よろしくお願いをいたします。

議長 本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。いいですか。

〔「はい」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第4号 令和元年度安八郡安八町土地開発公社決算報告についてを終わります。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和2年第2回安八町議会定例会を閉会といたします。

1時から全協を行いたいと思いますので、2階の大会議室にお集まりください。よろしくお願いします。御苦労さまでございました。

(閉会時間 午前11時39分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月19日

議 長 山 中 美恵子

議 員 坂 悟

議 員 大 平 文 雄